

2025年6月2日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
東京都千代田区丸の内二丁目7番3号
東京ビルディング21階
日本プロロジスリート投資法人
代表者名 執行役員 山口 哲
(コード番号: 3283)

資産運用会社名
プロロジス・リート・マネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 山口 哲
問合せ先 取締役財務企画部長 永田 高大
TEL. 03-6867-8585

特定関係法人の異動に関するお知らせ

日本プロロジスリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）が資産の運用を委託する資産運用会社であるプロロジス・リート・マネジメント株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）において、2025年6月1日付で特定関係法人の異動がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 特定関係法人に該当することとなった関係法人

① 特定関係法人に該当することとなった関係法人の概要

商 号	赤城特定目的会社
本店所在地	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号東京ビルディング
代 表 者	稲田秀
資 本 金	1億円
主 な 株 主	特定社員 イバラキ・プライベート・リミテッド
主 な 事 業 内 容	1. 資産の流動化に関する法律に基づく資産の流動化に関する計画に従った特定資産の譲受け並びにその管理及び処分にかかる業務 2. その他上記特定資産の流動化に係る業務に付帯関連する一切の業務
本投資法人又は本資産運用会社との関係	本資産運用会社の親法人である株式会社プロロジスがアセット・マネジメント業務を受託し、株式会社プロロジスの関連会社が出資する特定目的会社

② 異動の理由

2025年5月期（2024年12月1日～2025年5月31日）の末日から過去3年間において、赤城特定目的会社との間で本投資法人が不動産等（不動産、不動産の賃借権又は地上権をいいます。以下同じです。）を信託する信託の受益権（以下「不動産等信託受益権」といいます。）の取得の対価として支払いを行った金額の合計額が、同期間中に本投資法人が不動産等及び不動産等信託受益権の取得及び譲渡の対価として支払い、又は受領する金額の合計額の20%以上に相当するものとなったため、赤城特定目的会社は、2025年6月1日付で、特定関係法人（金融商品取引法施行令第29条の3第3項第2号に掲げる取引を行った法人）に該当することとなりました。

- ③ 異動の年月日
2025年6月1日

2. 特定関係法人に該当しないこととなった関係法人

① 特定関係法人に該当しないこととなった関係法人の概要

商号	蔵王特定目的会社
本店所在地	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号東京ビルディング
代表者	稲田秀
資本金	1億円
主な株主	特定社員 プロロジス・ガッサン・プライベート・リミテッド
主な事業内容	1. 資産の流動化に関する法律に基づく資産の流動化に関する計画に従った特定資産の譲受け並びにその管理及び処分にかかる業務 2. その他上記特定資産の流動化に係る業務に付帯関連する一切の業務
本投資法人又は本資産運用会社との関係	本資産運用会社の親法人である株式会社プロロジスがアセット・マネジメント業務を受託し、株式会社プロロジスの関連会社が出資する特定目的会社

② 異動の理由

2024年11月期（2024年6月1日～2024年11月30日）の末日から過去3年間において、蔵王特定目的会社との間で本投資法人が不動産等信託受益権の取得の対価として支払いを行った金額の合計額が、同期間中に本投資法人が不動産等及び不動産等信託受益権の取得及び譲渡の対価として支払い、又は受領した金額の合計額の20%以上に相当するものであったため、蔵王特定目的会社は特定関係法人（金融商品取引法施行令第29条の3第3項第2号に掲げる取引を行った法人）に該当していましたが、2025年5月期（2024年12月1日～2025年5月31日）の末日から過去3年間においては当該基準を満たさないため、特定関係法人に該当しないこととなりました。

- ③ 異動の年月日（予定）
2025年6月1日

3. 本件異動による本投資法人への影響

本件異動による本投資法人の運用状況への影響はなく、2025年1月16日付及び2025年4月17日付で公表した2025年5月期（2024年12月1日～2025年5月31日）及び2025年11月期（2025年6月1日～2025年11月30日）の運用状況の予想について修正はありません。

以上

※本投資法人のウェブサイトアドレス：<https://www.prologis-reit.co.jp>